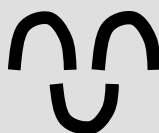


ほけんだより



武蔵台中学校

保健室

No.4

平成23年4月25日

<学校教育目標> ・明るく心豊かな生徒 ・自ら学び深く考える生徒 ・ねばり強くやりぬく生徒
 <目指す学校像> 「知・徳・体の調和のとれた人づくりを推進する学校」

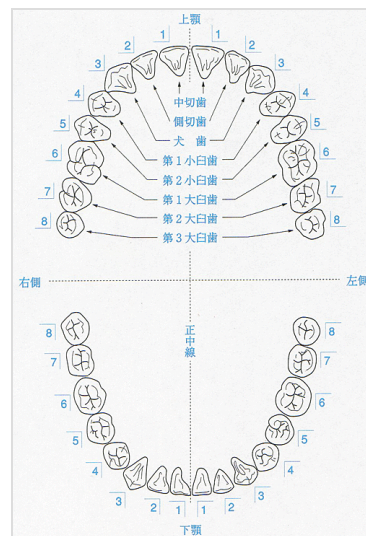
歯科健診について

- * 日 時…4月26日(火) 9:00～ 全学年
- * 場 所…生徒会室(1年)
 保健室(2年)
 木工室(3年)
- * 内 容…☆ 歯列：歯並びやかみ合わせ、顎関節の状態
 ☆ 歯垢：歯の汚れ(みがき残し)
 ☆ 歯肉：色、腫れや出血の有無
 ☆ 歯の状態：むし歯等の有無
- * 準 備…朝食後の歯みがきをしっかりとすること！
- * 歯科健診の受け方について
 - ・ 各会場に入るのは5人とし、1人出たら1人入るようにします。
 - ・ 自分の番になったら記録の方に名前をはっきり言いましょう。

校医の先生は、
 松見歯科医院の
松見秀之 先生
 です！他、数名の
 先生方にも来て
 いただきます。

自分の口の中の様子、耳をすまして聴いてみよう。こんな意味ですよ！

(歯には、右の図のような番号がついています)



例えば…「上の6番から6番までが斜線/」と言われたら、
 『上の6番から6番は**健康な歯**』という意味です。
 「6番がC(シー)」は『6番が**むし歯**』、
 「3番がO(マル)」は『3番は**処置してある歯**』、
 「X(バツ)」と言われたら、それは『**要注意乳歯**』で、
 『**抜いたほうがいい乳歯**』があるという意味です。

保護者の皆様へ

日本スポーツ振興センターについて

学校だけが等をして病院で診察を受けた場合、日本スポーツ振興センターより医療費の一部が給付される制度です。共済制度ですので、細かい規約があります。詳しい内容については、裏面にあります日高市教育委員会からの文書(独立行政法人に本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」への加入について)をご覧ください。不明な点がございましたら、養護教諭の森川までご連絡ください。

なお、掛金460円につきましては、例年どおり便宜上、学年費より集金させていただきます。ご承知おきくださいますようお願いいたします。

平成23年4月吉日

独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」への加入について

日高市教育委員会

日高市教育委員会では在学する児童生徒等の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒等が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱には十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく法令（政令、省令、通達等）に定められています。改正があった場合は、改正後の規定によりますが、今年度は下記のとおりです。

記

1 給付の種類と給付される場合

学校の管理下で発生した事故による負傷、給食による中毒その他の疾病（ガス中毒、溺水、日射病、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの）の医療費、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が給付されます。

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 授業中（特別活動中を含む）
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- ④ 通常の経路及び方法による通学中（登下校中）

2 給付金額 [災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第3条によります。]

① 医療費

医療保険並の療養に要する費用の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）が支給されます。

初診から治ゆまでの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上（したがって、医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、その3割分の1,500円以上を負担したもの）の場合が給付の対象となります。（医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。）

ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められています。）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額が給付されます。

② 障害見舞金

障害の程度に応じて、3,770万円（1級）から82万円（14級）が給付されます。

（通学中の場合は、1,885万円から41万円）

③ 死亡見舞金

2,800万円が給付されます。

（運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は、1,400万円）

※ 障害・死亡見舞金の新給付金額は、平成17年度以降に給付事由が生じた場合の金額です。

3 給付基準

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行われません。

4 共済掛金（年額）

保護者負担額 460 円 （日高市教育委員会負担額485円）